

## 【 診療施設（動物病院）（休止、再開、廃止）届について 】

《 H25.3作成 》

- 届出は診療施設の所在地を管轄する家畜保健衛生所へ提出して下さい
- **開設者は診療施設を休止、再開、若しくは廃止したときは、10日以内に届出なければいけません！（獣医療法第3条に規定）**



### □ 必要書類

チェック	必要書類	注 意！
□	診療施設（休止、再開、廃止）届 （様式第3号）	○ 法人の場合、届出者（＝開設者）は会社 ○ 法人の場合、印鑑はその法人の印を押印

### ※ 休止届について

・管理者が何らかの理由で長期不在となる場合や診療施設の改築等で診療を概ね1月以上休止する場合届出が必要

注) 概ね1年以上の休止や再開の見通しが無い場合は、**廃止届出**

### ※ 再開届について

・診療を再開した場合

### ※ 廃止届について

・診療施設を廃止した場合

注) 開設者（＝個人）が死亡等により廃止届出の提出ができない場合は、**親族等により届出**をしてください

開設者（＝法人）が倒産等により廃止届出の提出ができない場合は、**管財人等により届出**をしてください

・完全に廃止する場合以外でも**以下の場合は、廃止届出が必要**となります

注) なお、新たな診療施設については、新規に開設届出の提出が必要であり、**エックス線装置を設置している場合（①においては管理者が代る場合）は、エックス線装置概要書、エックス線装置における放射線測定結果書が新たに必要**

- ① **開設者が代る場合** : 親→子、個人←→法人も該当します
- ② **診療施設移転** : 同一ビル内でのフロア一変更、同一敷地内での移転も該当します
- ③ **診療施設建替** : 同一場所、同一敷地内で建替える場合も該当します
- ④ **診療施設増改築・全面改築** : 一部の増改築ではなく大きく増改築した場合
- ⑤ **診療形態** : 往診→診療施設を新設した場合（逆も同様）

※ 届出が10日を過ぎてしまった場合、**遅延理由書等の書類を別途提出する必要**が生じます  
そのような事態にならぬよう、届出は忘れずに！！

※ 受付、書類審査後に日程等を調整の上、**診療所立入審査**を行います

※ 不明な点がありましたら、事前に家畜保健衛生所にお問い合わせして下さい  
なお、各種様式等は福岡県中央家畜保健衛生所または福岡県庁のHPからもダウンロードできます



＜お問い合わせ先＞

〒812-0051  
福岡市東区箱崎ふ頭4-14-5  
福岡県中央家畜保健衛生所  
管理衛生課 獣医事担当 まで

TEL: 092-633-2920  
FAX: 092-633-2851